



島根県報

平成26年5月7日（水）

第2,594号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- 児童福祉法の規定による指定障害児入所施設の指定 (障がい福祉課) 2
- 児童福祉法の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退 (") 2

【特定調達公告】

- 島根県立中央病院におけるノルディトロピンフレックスプロ注10mg外14品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等 (病 院 局) 2

【教委公告】

- 平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施 (学 校 企 画 課) 4

告 示**島根県告示第308号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の指定障害児入所施設を次のとおり指定したので、同法第24条の18第1号の規定により告示する。

平成26年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

福祉型障害児入所施設

事業者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人博愛	福祉型障がい児入所施設 仁万の里 児童部	隠岐郡隠岐の島町都万2582-1	平成26年 4 月 1 日

島根県告示第309号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定により、次のとおり指定障害児入所施設の指定の辞退があったので、同法第24条の18第2号の規定により告示する。

平成26年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

福祉型障害児入所施設

事業者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
隠岐広域連合	隠岐広域連合立福祉型障がい児入所施設 仁万の里児童部	隠岐郡隠岐の島町都万2582-1	平成26年 3 月 31 日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成26年 5 月 7 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- (1) ノルディトロピンフレックスプロ注10mg、10mg 1キット、857キット
- (2) レブラミドカプセル5mg、PTP40カプセル、189箱
- (3) リュープリンSR注射用キット11.25、11.25mg 1筒、716筒
- (4) アドベイト注射用2000、2000単位 1瓶、358瓶
- (5) アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1瓶、264瓶
- (6) ハーセプチン注射用150mg（添付希釈液なし）、150mg 1瓶、821瓶
- (7) シナジス筋注用100mg、100mg 1瓶、301瓶
- (8) ジェノトロピンゴクイック注用5.3mg、5.3mg 1キット、1,090キット
- (9) スプリセル錠50mg、PTP30錠、136箱
- (10) レミケード点滴静注用100、100mg 1瓶、377瓶

- (1) リツキサン注10mg/ml、500mg50ml 1瓶、164瓶
 - (2) ベルケイド注射用3mg、3mg 1瓶、210瓶
 - (3) アブラキサン点滴静注用100mg、100mg 1瓶、549瓶
 - (4) ソリリス点滴静注300mg、300mg30ml 1瓶、52瓶
 - (5) グリベック錠100mg、P T P 120錠、88箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月26日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
- (1) 上記1(1)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、86,100円/キット
 - (2) 上記1(2)の医薬品
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、330,693円/箱
 - (3) 上記1(3)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、63,490円/筒
 - (4) 上記1(4)の医薬品
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、127,390円/瓶
 - (5) 上記1(5)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、160,320円/瓶
 - (6) 上記1(6)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、50,960円/瓶
 - (7) 上記1(7)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、134,150円/瓶
 - (8) 上記1(8)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、34,980円/キット
 - (9) 上記1(9)の医薬品
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、256,800円/箱
 - (10) 上記1(10)の医薬品
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、81,245円/瓶
 - (11) 上記1(11)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、187,500円/瓶
 - (12) 上記1(12)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、145,150円/瓶
 - (13) 上記1(13)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、52,000円/瓶
 - (14) 上記1(14)の医薬品
㈱セイエル出雲営業所、島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号、543,749円/瓶
 - (15) 上記1(15)の医薬品
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、283,300円/箱
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 特例公告を行った日

平成26年 2 月 14 日

教 育 委 員 会 公 告

平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 7 日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

1 目的

この試験は、平成27年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

(2) 次表に定める募集種別・募集教科（科目等）の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

募集種別	区分	募集人数	募集教科（科目等）	教員免許状等資格	年齢等資格
小学校	I	80人程度	/	●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	
	II	10人程度		●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者で、石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）又は隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	
	V	小・中学校合わせて5人程度（区分II+IVの内数）		●小学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件を全て満たす者 ○昭和45年4月2日以降の出生者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（正式採用）として勤務中の者で、平成27年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者 ○石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿
		(※)		●小学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」の所有者	

						足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者
中 学 校	教諭	III	33人程度	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	●中学校教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者
			若干名	特別支援教育担当	●中学校教諭の普通免許状所有者で、かつ盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者	
		IV	12人程度	国語、社会、数学、理科、英語、保健体育	●中学校教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者で、石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡)に限って勤務できる者
		V	小・中学校合わせて5人程度(区分II+IVの内数)	国語、社会、数学、理科、英語、保健体育	●中学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件を全て満たす者者 ○昭和45年4月2日以降の出生者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭(正式採用)として勤務中の者で、平成27年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者 ○石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡)に限って勤務できる者
高 等 学 校	教諭	VI	37人程度	国語、地理歴史、公民、数学、理科(物理・化学・生物)、英語、芸術(音楽・美術・書道)、保健体育、家庭、農業、工業(電気・機械・建築)、商業、水産(機関)、福祉	●高等学校教諭の普通免許状所有者 ●「地理歴史」については、高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者も出願可 ●「公民」については、高等学校教諭の普通免許状「公民」及び「地理歴史」の所有者又は高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者 ●「書道」については、「書道」及び	●昭和45年4月2日以降の出生者

				<p>「国語」の高等学校教諭の普通免許状所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「水産（機関）」については、高等学校教諭の普通免許状「商船」所有者も出願可 ●「福祉」については、高等学校教諭の普通免許状「福祉」所有者で、かつそれ以外の教科の高等学校教諭の普通免許状所有者若しくは盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者 	
教諭 (特別免許状)			農業、工業（電気・機械・建築）、商業、水産（機関）	●高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を有する者	
助教諭 (臨時免許状)			工業（電気・機械・建築）	●高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、大学（電気・機械・建築）の正規の課程（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る。）を卒業又は平成27年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者	
教諭	VII	若干名（区分VIの内数）	国語、地理歴史、公民、数学、理科（物理・化学・生物）、英語、保健	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校教諭の普通免許状所有者 ●「地理歴史」につい 	●昭和45年4月2日以降の出生者で、採用から10年以上隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる

				体育	ては、高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者も出願可 ●「公民」については、高等学校教諭の普通免許状「公民」及び「地理歴史」の所有者又は高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者	者
特別支援学校	教諭	Ⅷ	26人程度	小学部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者
				中学部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ中学校教諭の普通免許状「技術」所有者	
				中学部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該教科の中学校及び高等学校教諭の普通免許状所有者	
				高等部	●盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状所有者で、かつ高等学校教諭の普通免許状「農業」又は「工業」所有者	
養護教諭	IX	18人程度		●養護教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者	
栄養教諭	X	3人程度		●栄養教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者	
教諭・助教諭・養護教諭	XI	若干名(区分Ⅰ～Ⅹ)	区分Ⅵにおいては、農業、工業(電気・機械・	●以下の要件を全て満たす者 ○昭和35年4月2日～昭和50年4月1日の出生者		

論・栄養教諭（教諭・講師等経験者を対象とした選考）		内数)	建築)、水産(機関)	○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。）の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を除く。）として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成27年3月末現在で5年以上の勤務経験を有する者
教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（身体に障がいのある者を対象とした選考）	XII	3人程度 (区分I～Xの外数)		●以下の要件を全て満たす者 ○採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者 ○採用を希望する区分の年齢等資格を有する者 ○身体障害者手帳の交付を受けている者 ○自力で通勤が可能な者 ○介助者なしで教員として職務の遂行が可能な者

(※) 中学校教諭の普通免許状「数学」又は「理科」を所有する小学校教諭の募集人数 10人程度（区分I＋IIの内数）

備考 ・教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。

- ・平成27年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。
- ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 第1次試験免除の取扱

- (1) 区分Vに出願した者は、第1次試験を免除します。
- (2) 区分XIに出願した者は、第1次試験のうち、一般・教職教養試験を免除します。
- (3) 区分I～XIIに出願した者で、以下の要件を全て満たす者は、第1次試験を免除します。
 - ①平成26年度第2次試験選考結果のうち、「面接試験・模擬授業等」の段階がAで、「平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除について（通知）」が島根県教育委員会から送付されていること。
 - ②平成26年度試験と同一区分に出願すること。（ただし、平成26年度試験の区分II、区分IIIは次のとおり変更する。区分II→区分III、区分III→区分II）
 - ③出願時に、国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を含む。）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務していること。

4 出願手続

- (1) 出願期間
平成26年5月16日（金）から同月29日（木）まで
（郵送の場合は平成26年5月28日（水）の消印有効）
- (2) 願書等の提出先
〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課
●提出の際は、別添の出願用封筒を使用してください。
●直接提出する場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとします。
- (3) 留意事項

ア 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日連絡します。

イ 区分Ⅱ、Ⅴ（小学校に限る。）は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域に限定して募集するものです。

ウ 区分Ⅳ、Ⅴ（中学校に限る。）は、勤務地域を石見地域に限定して募集するものです。

エ 区分Ⅵ高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験（5年程度）に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日連絡します。

オ 区分Ⅶ（高等学校に限る。）は、勤務地域を採用から10年以上隠岐地域に限定して募集するものです。

カ 区分Ⅺの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅹのいずれかを指定してください。

キ 区分Ⅻの出願者は、出願時に採用を希望する区分Ⅰ～Ⅹのいずれかを指定してください。なお、障がいの程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。

ク 書類不備のものは、受け付けません。

ケ 3(3)の第1次試験免除者に該当する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。なお、「平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除について（通知）」の写し（コピー）を提出してください。

(4) 提出書類

		提出書類等	部数
願書		●本県所定の用紙（D-1）を使用すること。（記入例はB-1～2）	1部
基本データ入力票		●本県所定の用紙（E-1）を使用すること。（記入例はC-1～6）	1部
受験票		●本県所定の用紙（F-1）を使用すること。	1部
連絡用封筒		●のり付封筒（両面テープ貼付可）角形2号（33.2cm×24.0cm）を使用すること。 ●封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」を付けること。）を明記し、それぞれに365円分の切手を貼付すること。	2部
在 職 証 明 書	区分Ⅴの出願者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（正式採用）として勤務中であることを所定の様式により証明を受けること。ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。	1部
	区分Ⅺの出願者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（平成18年度までの特殊教育諸学校を含む。）の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を除く。）として平成27年3月末現在で5年以上勤務（通算）したことを所定の様式により証明を受けること。ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者又は勤務したことのある者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。	1部
	平成26年度の第2次試験選考結果等による第1次試験免除者	●国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（正式採用）、講師・養護助教諭・学校栄養職員（非常勤を含む。）、実習助手、寄宿舎指導員として勤務していることを所定の様式により証明を受けること。ただし、島根県内の公立学校に勤務中の者は除く。 ※在職証明書の様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。	1部

5 選考試験

(1) 期日及び会場

ア 第1次試験

筆記試験

期日 平成26年 7 月 19 日 (土)

会場 島根県立松江南高等学校 松江市八雲台 1 - 1 - 1

島根県立松江商業高等学校 松江市浜乃木八丁目 1 - 1

※期日、会場及び携行品の詳細については、受験票送付の際に通知します。

イ 第2次試験

平成26年 8 月 31 日 (日) ~ 9 月 5 日 (金) の予定です。詳細は第1次試験結果の通知の際に連絡します。

(2) 試験内容等

試験内容等	第1次試験		第2次試験	
試験日	7月19日(土)		8月31日(日)~9月5日(金)の予定	
内容区分	筆記試験		小論文	面接 模擬授業 実技試験
I、IIの小学校全務受験者	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養			●水泳実技 ●ピアノ実技
III、IVの中学校全務受験者(特別支援教育担当を除く。)	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養			
IIIの中学校特	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養		

別 支 援 教 育 担 当 受 験 者					
VI 及 び VII の 全 受 験 者	<p>●高等学校教諭として必要な各教科（科目等）の専門的知識や教養</p> <p>○理科（物理・化学・生物）受験者については、理科全般及び該当科目の専門的知識や教養</p> <p>○書道受験者については、書道全般及び国語の専門的知識や教養</p> <p>○工業（電気・機械・建築）受験者については、工業全般及び該当分野の専門的知識や教養</p> <p>○水産（機関）受験者については、水産全般及び該当分野の専門的知識や教養</p>				<p>○理科受験者は、理科実技</p> <p>○英語受験者は、英会話</p> <p>○音楽受験者は、音楽実技</p> <p>○美術受験者は、美術実技</p> <p>○書道受験者は、書道実技</p> <p>○保健体育受験者は、保健体育実技</p> <p>○家庭受験者は、家庭実技</p> <p>○商業受験者は、商業実技</p>
VIII 小 学 全 部 受 験 者 ・ 中 学 ・ 高 等 部	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養			<p>●水泳実技</p> <p>●ピアノ実技</p>
		●中・高等学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養			<p>○理科受験者は、理科実技</p> <p>○英語受験者は、英会話</p> <p>○音楽受験者は、音楽実技</p> <p>○美術受験者は、美術実技</p> <p>○保健体育受験者は、保健体育実技</p> <p>○技術受験者は、技術実技</p> <p>○家庭受験者は、家庭実技</p>
IX の 全 受 験 者	●養護教諭として必要な専門的知識や教養			ロールプレ イ ン グ	●養護に関する実技
X の 全 受 験 者	●栄養教諭として必要な専門的知識や教養			場面指導	
XI の 全 受 験 者	●出願時に指定した採用を希望する区分 I～X の内容を実施 ※一般教養・教職教養は免除		●出願時に指定した採用を希望する区分 I～X の内容を実施		
XII の 全 受 験 者	●出願時に指定した採用を希望する区分 I～X の内容を実施		●出願時に指定した採用を希望する区分 I～X の内容を実施		

(3) 試験結果の通知

ア 第1次試験 平成26年8月11日（月）

イ 第2次試験 平成26年9月26日（金）

※いずれの場合も、午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

あわせて学校企画課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) に掲載します。

(4) その他

第2次試験受験者には、第2次試験日までに次の書類の提出を求めます。

提出書類等		部数
教員免許状の証明書等	<p>(免許状所有者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有する全ての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書(授与された都道府県教育委員会へ申請すること)。 ただし、島根県教育委員会において授与された普通免許状については、授与証明書の提出を必要としない。 ●免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類。 <p>(免許状取得見込者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成27年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。 	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)。 <p>なお、修了証書取得見込(平成27年4月1日現在で修了証書を所有していること)の者は、既に修得している単位修得証明書の写し(放送大学については成績通知書の写し)及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式に記入して提出すること。</p> <p>※様式は、島根県教育庁学校企画課のホームページよりダウンロードすること。</p>	1部

6 選考に当たって考慮する事項

- (1) 採用候補者の選考に当たっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。
- (2) 採用候補者の選考に当たっては、平成27年4月1日現在で学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有していることを考慮します。
- (3) 中学校教諭採用候補者の選考に当たっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 高等学校教諭採用候補者の選考に当たっては、「情報」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 高等学校教諭採用候補者(地理歴史)の選考に当たっては、「公民」又は「社会」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 高等学校教諭採用候補者(水産)の選考に当たっては、複数の教科又は盲学校・聾学校・養護学校・特別支援学校の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (7) 特別支援学校教諭採用候補者の選考に当たっては、複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

7 採用候補者名簿登載等

- (1) 第2次試験合格者を、平成27年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (2) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (3) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成28年4月1日までとします。
- (4) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。

- (5) 現に大学院に在学中の者で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に専修免許状取得見込の者にあつては、名簿登載後の申出により、名簿登載有効期間内での採用延期を認めます。
- (6) 区分VI高等学校教諭（特別免許状）の採用に当たっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (7) 区分VI高等学校助教諭（臨時免許状）の採用に当たっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は、自己負担とします。
- (8) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとにその結果を3段階で提供します。
- (9) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があつた場合には、名簿の登載を取り消します。
- (10) 選考に当たって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) この選考試験に関する問合せ先は、次のとおりです。
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
島根県教育庁学校企画課 電話（0852）22-6608
- (2) 自然災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合は、島根県教育庁学校企画課のホームページでお知らせします。
- (3) 受験票が平成26年6月27日（金）までに届かない場合は、連絡してください。
- (4) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。ただし、出願種別・教科等の変更はできません。
- (5) 提出書類については、一切返却しません。